

起案用紙

秘 急

文書分類	款	項	目	節	No.	起案者 環境経済部 農政課	
保存年限	永	10	5	3	1	土地改良係長	
起案年月日	平成13年10月27日				氏名	長妻克美 	
決済区分	市長(甲)	助役(乙)	部長(丙)	課長(丁)	課長補佐	係長	係
(甲)乙丙丁							
合 議 (審査)			企画部長 	財政課長 			
次のとおり協定を締結してよろしいか、伺います。							
1. 協定の相手方 八間堀川沿岸土地改良区理事長 山本 幹男							
2. 協定の主な内容 土地改良区の管理する施設の維持管理費補助及び補修費負担							
○施設維持管理費補助金：年額4,950,000円							
○1件100万円以上の施設補修費負担：両者の協議による							
*排水機場に係る事項－水海道・大生・朝日・百間堀・川崎・小山							
戸の各機場(付帯施設を含む。)は1/2							
3. そ の 他 大生機場の管理に関する協定書(昭和43年6月20日締結)並びに							
水海道排水機場の管理に関する協定書及び小山戸排水機場の管理に関する協定書(ともに平成6年1月14日締結)は、土地改良区と協議							
のうえ、改正又は廃止するとともに、これに係る湛水防除施設等管理							
浄書	浄書者	校合者	特別取扱		公印	使用有無	管守者
						有 無	

費補助金を廃止する。

A large rectangular area containing 20 horizontal dashed lines, intended for handwritten text.

1. 理由書

当改良区は管内12の排水機場と付帯施設、それに伴う排水路の維持管理事業を行っている。

最近の地区内における市街化の進展に伴う、雨水と生活雑廃水等の流入により、土地改良本来の農業生産の安定向上という目的に止まらず、地域全体の防災や居住環境の保全、地域住民の生命及び財産を守るという新たな役割まで多様化してきている。

このような新たな観点からの施設管理は、関係市町村との事業と密接な関連を有しており、土地改良施設の管理に関し、法第56条第2項の協議を求め、土地改良施設の維持管理について応分の費用負担を求めるものである。

また、改良区の前身在八間堀川沿岸水害予防組合であり、定款によって宅地にも賦課をしている経緯がある。

しかし、宅地賦課については、法第132条の検査等により、「定款第24条に基づき賦課することは、土地改良法上好ましくない、宅地の経費負担については、法第56条第2項に基づく市町村協議を通じて、市町村に経費負担してもらおう等の方法を模索されたい」旨の指摘をうけている現状である。

よって、この協議が調った場合には、永年の懸案である宅地賦課については、定款変更し地区より除籍したい。

2. 対象施設の種類と管理方法

①対象施設の種類

機場名	集水面積 (ha)	排水機			電動機			台数 (台)	排水量 (m^3/s)	揚程 (m)	関係市町村
		種類	口径 (mm)	台数 (台)	種類 / 馬力 kw, hp	台数 (台)					
柳原	263	立軸斜流	900	1	電動機 85 kw	1	2	3.05	3.3	下妻市	
		"	800	1	" 65 kw	1					
加養	410	横軸斜流	1,200	1	" 75 kw	1	2	3.50	2.0	下妻市 千代川村	
		"	800	1	" 30 kw	1					
大園木 (建設中)	180	横軸斜流	900	1	" 90 kw	1	2	2.60	2.7	下妻市 千代川村	
		"	600	1	" 45 kw	1					
伊古立	290	"	900	1	チーゼルエンジン 80 ps	1	2	2.50	2.0	千代川村	
		"	600	1	電動機 22 kw	1					
鯨	122	"	600	1	" 30 kw	1	2	1.20	2.5	千代川村	
		"	500	1	" 22 kw	1					
豊田	1,834	渦巻	1,300	2	" 250 kw	2	4	8.69	5.0	石下町	
		"	800	2	" 110 kw	2					
若宮戸	41	斜流	350	1	" 22 kw	1	1	0.26	5.0	石下町	
水海道	1,343	渦巻	1,300	1	" 250 kw	1	3	6.95	5.0	水海道市	
		"	800	2	" 125 kw	2					
大生	851	斜流	1,200	2	" 160 kw	2	2	6.30	3.8	水海道市	
朝日	121	横軸斜流	700	1	" 55 kw	1	2	1.33	3.5	水海道市	
		"	400	1	" 18.5kw	1					
小山戸	564	軸流	1,000	1	" 175 hp	1	2	2.97	3.8	水海道市	
		"	600	1	" 60 hp	1					
川崎	89	横軸斜流	600	1	" 50 kw	1	2	1.21	4.5	水海道市	
		"	400	1	" 30 kw	1					
百間堀	404	斜流	900	2	" 80 kw	2	2	3.50	2.4	水海道市	

② 管理の方法

- (1) 施設管理人並びに運転責任者を定め、河川の増水、地区内の湛水状況に応じポンプの運転を行う。
- (2) 施設の保守管理は、専任の技術者と一体となって管理する。
- (3) 電気施設に関しては、主任技術者をおいて保守管理にあたる。
- (4) その他関係法令に基づき管理する。

3. 負担金算出基礎

各市町村の流域面積から農地面積を差し引き、下記のような負担面積を基本とする。

市町村名	負担面積(ha)
下妻市	252
千代川村	322
石下町	518
水海道市	896
谷和原村	5
計	1,993

各市町村の負担面積を案分にすると

市町村名	負担面積(ha)	案分率
下妻市	252	12.64 ≒ 13%
千代川村	322	16.16 ≒ 16%
石下町	518	25.99 ≒ 26%
水海道市	896	44.95 ≒ 45%
谷和原村	5	0.25 ≒ 0%
計	1,993	100%

負担割合の大きい水海道市を上限とし、水海道市を500万円以内とすると総額で1,100万円になる。その金額を各市町村で案分すると、次のようになる。

市町村名	負担額(千円)
下妻市	1,430
千代川村	1,760
石下町	2,860
水海道市	4,950
谷和原村	0
計	11,000

協 定 書

水海道市（以下「甲」という。）と八間堀川沿岸土地改良区（以下「乙」という。）とは大生地区洪水防除事業造成施設新井木機場（付帯施設を含む。）（以下「施設」という。）の管理について下記のとおり協定を締結する。

記

- 第1 施設は、甲の管理責任のもとに乙が運用することにより設置の目的を達成するものとする。
- 第2 乙は、施設の運用に当つては、別記の管理規程を基準としてこれを行なうものとする。
- 第3 施設の管理運用に要する経費は、次の区分に従つて負担するものとする。
- (1) 甲が負担するもの
 - (ア) 施設の運転に要する電気基本料金の3カ月分以内の金額
 - (2) 乙が負担するもの
 - (イ) 施設の運転に要する電気使用料金
 - (ロ) 施設の運転に要する人件費、消耗品費、その他の諸雑費
 - (ハ) 施設の保守監視に要する費用及び軽度の補修費
 - (3) 甲と乙の協議により負担するもの
 - (イ) 施設の補修費で1件の金額50万円以上のもの
- 第4 異状事象が反覆して生じ、施設の管理運用に要する経費を平常の年に比しいちぢるしく多く必要とするときは、甲と乙は協議のうえ、その超過額について負担区分を決定し、管理運用の万全を図るものとする。

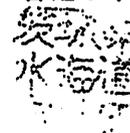
第5 この協定の実施に伴い甲が乙に資料の提出を求めたときは、乙はこれを拒んではならない。

第6 この協定に関し疑義があるとき又はこの協定に定めない事項が生じたときは、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

上記協定を締結した証として正本2通を作成し、双方捺印のうえ、各自1通を保有する。

昭和43年6月20日

(甲) 茨城県水海道市諏訪町3223番地の1
水海道市長 落合庄次



(乙) 茨城県結城郡石下町大字新石下571番地
八間堀川沿岸土地改良区
理事長 落合庄次



協 定 書

水海道市（以下『甲』という。）と八間堀川沿岸土地改良区（以下『乙』という。）とは水海道排水機場（以下『施設』という。）の管理について下記のとおり協定を締結する。

記

第1. 施設は乙の管理責任のもとに、設置の目的を効果的に達成するよう運営するものとする。

第2. 甲は、施設の管理運用に要する経費のうち、施設の運転に要する電気料（最大契約電力料×基本料金×3ヶ月分）を補助するものとする。

第3. この協定の実施に伴い、甲が乙に資料の提出を求めたときは、乙はこれを拒んではならない。

第4. この協定に関し、疑義があるとき又はこの協定書に定めない事項が生じたときは甲・乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定書を締結した証として正本2通を作成し、双方各自1通を保有する。

平成 6 年 1 月 14 日

(甲) 茨城県水海道市諏訪町3222の3番地

水海道市長 神 林

印

(乙) 茨城県結城郡石下町大字新石下3639番地

八間堀川沿岸土地改良区

理事長 中山 一之



協 定 書

水海道市（以下『甲』という。）と八間堀川沿岸土地改良区（以下『乙』という。）とは小山戸排水機場（以下『施設』という。）の管理について下記のとおり協定を締結する。

記

第1. 施設は乙の管理責任のもとに、設置の目的を効果的に達成するよう運営するものとする。

第2. 甲は、施設の管理運用に要する経費のうち、施設の運転に要する電気料（最大契約電力料×基本料金×3ヶ月分）を補助するものとする。

第3. この協定の実施に伴い、甲が乙に資料の提出を求めたときは、乙はこれを拒んではならない。

第4. この協定に関し、疑義があるとき又はこの協定書に定めない事項が生じたときは甲・乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定書を締結した証として正本2通を作成し、双方各自1通を保有する。

平成 6 年 1 月 14 日

(甲) 茨城県水海道市諏訪町3222の3番地

水海道市長 神 林 弘

(乙) 茨城県結城郡石下町大字新石下3639番地

八間堀川沿岸土地改良区
理事長 中山 一之